

## 第11回真宗大谷派ハンセン病問題 全国交流集会

2019年9月13日～14日開催

# 富山から考える ハンセン病問題 ～病そのものとは別の苦しみ～

「らい予防法」廃止から23年。「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」勝訴から18年。この度「第11回真宗大谷派ハンセン病問題全国交流集会」を富山県（富山教区・高岡教区合同）で開催いたします。

真宗大谷派は、1996年の「らい予防法」の廃止とともに、「ハンセン病に關わる真宗大谷派の謝罪声明」を発し、國の人権侵害を見抜けなかつたこと、教団が隔離政策を支える社会意識を助長したこと、さらに隔離政策に宗教的意味を与えたと謝罪しました。同時に今後、念仏の教えが人間回復・解放の力となり得る教化の推進を課題としていくと約束しました。これまでの交流集会は、隔離政策の中で亡くなられた多くの命と向き合って、今を生きるハンセン病回復者の方々の声を共に聴き、ひとりの人間を同朋として見いだす場の創造を願いとして開催してきました。

ハンセン病回復者やその家族が「地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようにするための基盤整備は喫緊の課題」（ハンセン病問題基本法「理念」）ですが、依然として道なかばと言わざるを得ない状況が続いています。また、2016年に提訴された「ハンセン病家族訴訟」では、隔離の被害の深刻さ、地域社会におけるハンセン病に対する差別と偏見の根深さを原告（家族・親族）の証言により提起され、社会の在り方や人間関係が抱える多様な問題が問われています。

富山県にはハンセン病療養所がありませんが、「イタイイタイ病」という公害病の被害の歴史があり、患者本人だけでなく、家族親族も苦しい生活を強いられました。それはどんな被害であるのか。ハンセン病問題とイタイイタイ病問題との重なりから見えてくる相（すがた）を思い、聞こえてくる声を聴き、共感の世界をひろげたい。そして未来の世代に伝えていきたいという願いのもと、富山県での交流集会を開催します。皆さまのご参加をお待ちしています。

\*詳しくはP4～5をご覧ください。

**\*\*座談の視点\*\*** 第11回目の「交流集会」のテーマにもある「病そのものとは別の苦しみ」とはどのようなことなのでしょうか。そのことを考へるということは、社会の様々な偏見や差別に向かうことにつながります。「隔離政策」の被害の声に出あつたり、知ることによって、私たちが日常生活で普通にしてしまっている価値観や考え方を見直すことはとても大切なことになるのではないでしょうか。



## 開催にあたって

『願いから動きへ ネットワークニュース』の一面は、同朋会などでご活用いただけるように構成や内容を検討し、様々な視点から課題を提起してまいります。ぜひコピーなどしていただき、同朋会などの座談の場でご活用ください。

## 第11回 真宗大谷派ハンセン病問題全国交流集会にむけて②

お待たせしました！

# 富山に気いつけて来られえ～ 待つとっちゃ！

第10回 真宗大谷派ハンセン病問題全国交流集会



前回の懇親会での様子。「次は富山で会いましょう！」

ただきながら、富山教区と高岡教区の参加者で「富山でやれたらいいよね」と、はじめは冗談で語り合っていました。でもその数分後ステージに上がって、富山高岡の両教区の参加者みんなが「次は富山でやります！」とその場の勢いもあって表明していました。そのことから、11回目の交流集会が

思い起こせば、2016年春に姫路で開催された第10回ハンセン病問題全国交流集会が、今回の交流集会の始まりだったと言えるかもしれません。初日のウエルカムパーティで、回復者の方やその他の方がたくさん集い、楽しく語りあつて、本当にいい雰囲気でした。そこにある熱のようなものを感じ、姫路名物の「姫路おでん」をい

## なぜ富山なのか？

ステージに上がって開催を名のり出たあと、「回復者の方々に富山の美味しいものを食べてもらおうよ」「ハンセン病問題が終わつたものにしないためにも、多くの回復者の方々に来てもらつて、もう一度ハンセン病問題を考え直す場にしよう」と確認し合いました。

開催に向けての準備にあたり多くの方に協力をお願いしました。しかし、すぐに「一緒にやろう」と言つてくださつた方がいた一方で、「なぜ富山でやるのか？療養所がないのに」という意見もいだきました。しかし、ハンセン病問題は療養所があるところだけが考えればいい問題なのでしょうか。なかつたら考える必要がないのでしょうか。富山にもハンセン病が理由で、療養所に強制隔離されていった人がたくさんいらっしゃるはずです。富山にもハンセン病が理由で、療養所にお住まいの方もいます。また、私たちの近くに、自分自身が回復者だということを隠し、周囲に知られることを恐れながら生活している方がいるかもしれません。回復者が家族にいることが知られることを恐れてお住まいしかれません。

そして省みなくてはならないのは、私たちの先輩方、言ってみれば地域に住む人たちが国策のも

お知らせ

## 交流集会に向けての事前学習としてハンセン病問題 入門講座を開催しています。

来られま〜!!

第4回

2019年6月12日(水)

会場：富山教務所 時間：13時30分～

講師：北原誠さん(重監房資料館学芸員)

どなたでも  
ご参加いただけます!!

3月から5月まで、富山・高岡両教務所で3回の入門講座を行いました。第1回の講師は黄光男さん(ハンセン病家族訴訟原告)、第2回、3回の講師は旭野康裕さん(高山教区ハンセン懇委員)でした。

これまで、富山教区・高岡教区が合同で事業をしたこともありませんでした。また、大きな集会を主催した経験者がほとんどいないという、まさに手探り状態からの出発でした。それが今ようやく少し形として現れました。

交流集会を富山で開催するということが決まり、ある回復者の方を思い出します。30年ほど前に出会った、富山県出身で長島愛生園にお住まいだったMさんです。私はMさんに強引にでも富山に里帰りをしてほしいと思ったことが何度もありました。でも、なかなか「うん」とは言つてくれませんでした。足が痛いからとか、長時間の移動は無理だとか、言い訳に聞こえることを言つては

## 2つの教区が 共同で取り組む

日本において隔離政策に無関係な人というのには存在するのでしょうか。私たちは無関係なのではなく「無知」ただなのではないでしょうか。このような意識がハンセン病問題解決への足かせになつてゐるのではないかと思います。

断られていきました。しかし、一度だけ「私が行くと弟家族に迷惑がかかるから」と漏らされました。いつも療養所で酒を酌み交わす仲だったので、里帰りではなくても、一度でいいから富山に迎えて酒を一緒に飲みたいという思いが強くなりました。その後、私も忙しくなつたこともあります。Mさんが住んでいる療養所に足を運ぶことができなくなりました。その間、残念ながらMさんはお淨土に還つてしまわれました。

富山で交流集会を開催するにあたつて、もしMさんが元気に生きておられたならと考えます。「Mさんは来ててくれたかな」「一緒に富山で酒を飲めたかな」「一緒に富山で家族訴訟のことを考えられたかな」と思つてします。

どうぞ回復者の皆さん、ハンセン病問題に関心をお持ちの方、ハンセン病療養所のない富山にお越しいただいて、一緒にハンセン病問題について考え、話し合いませんか。また、「ハンセン病つて何?」と疑問をお持ちの方も富山に来ていただき、いろいろな人と出会い、ハンセン病問題を考えるきっかけにしませんか。

郷土の料理・美味しいお酒も用意します。皆さん、とにかく富山で開催する交流集会に来られえー!待つとつちやー!!

第11回真宗大谷派ハンセン病問題全国交流集会

実行委員会準備会チーフ 青井和成

# 第11回真宗大谷派ハンセン病問題 全国交流集会開催

## 開催要項

待つとっちゃん!!

富山から考えるハンセン病問題～病そのものとは別の苦しみ～

● 開催日 2019年9月13日(金)～14日(土)

会場 富山県総合福祉会館 サンシップとやま

〒930-0094 富山市安住町5-21 電話 076-432-6141

募集人数 300人

参加費 1,000円(資料、保険代含む) [選択参加費用]①懇親会:8,000円(食事・飲み物代)

②送迎タクシー代(会場→懇親会場) 500円 ③送迎タクシー代(指定ホテル→会場) 500円

申込方法 本誌綴じ込みの申込用紙または、宗派ホームページ(<http://www.higashihonganji.or.jp/>)よりダウンロードいただき、郵送または、FAXでお申ください。

申込締切 2019年7月10日(水)

申込書送付先 名鉄観光サービス 富山支店 FAX076-431-2056

〒930-0004 富山市桜橋通り1-18 (北日本桜橋ビル5階)

日程  
●  
1日目  
|3  
日  
金

13:30 開場・受付

14:30 開会式・オリエンテーション

15:10～16:10 基調講演／黒坂愛衣氏

講題「被害当事者としてのハンセン病家族たち」

16:30～16:50 ショートレクチャー「声に聴く」①

1. ハンセン病家族訴訟原告 ..... •解説①

2. 高木勲寛氏(イタイイタイ病対策協議会会长) ..... •解説②

16:50～17:00 ハンセン病問題ふるさとネットワーク富山 活動紹介 ..... •解説③

(交流懇親会会場への移動)

18:00～20:00 交流懇親会 オークス・カナルパークホテル富山

〒930-0858 富山市牛島町11-1 電話076-432-2000



基調講演講師  
黒坂愛衣氏  
東北学院大学 経済  
学部准教授。  
著書『ハンセン病家  
族たちの物語』(世  
織書房・2015年)

日程  
●  
2日目  
|4  
日  
土

9:30 オリエンテーション

9:40～10:10 ショートレクチャー「声に聴く」②

3. 小鹿美佐雄氏(国立駿河療養所 駿河会(自治会)会長)

4. 小松雅子氏(イタイイタイ病被害者家族) 5. ハンセン病回復者(退所者)の方

10:30～11:30 参加者からのリレートーク

11:30～11:40 「富山宣言」採択

11:40～12:00 閉会式

### オプショナルツアー【希望者のみ】

12:30 会場出発

13:00 昼食 ますの寿司 源 (全コース共通)

A コース イタイイタイ病資料館(富山市)見学

B コース 井波別院瑞泉寺(南砺市)見学

C コース 世界遺産五箇山合掌集落(南砺市)見学



※都合により日程を変更する場合があります。

お問い合わせ先：解放運動推進本部 電話075-371-9247

富山教務所 電話076-421-9770

高岡教務所 電話0766-22-0464

## ハンセン病家族訴訟

解説①

2016年春、国によるハンセン病の隔離政策で、患者本人だけでなく家族も深刻な差別や偏見を受けたとして、回復者の家族568人が、国に謝罪と1人当たり550万円の損害賠償を求める裁判を熊本地裁に提訴。14回にわたる口頭弁論では原告が意見陳述をしてその被害を訴えた。2018年12月21日に熊本地裁(遠藤浩太郎裁判長)で結審。2019年5月31日に判決。

## イタイイタイ病対策協議会

解説②

1966年11月、婦中町(当時)で結成。「一般財団法人 神通川流域カドミウム被害団体連絡協議会」。イタイイタイ病公害被害者が裁判の勝利を記念し、病気の救済はもとより再発防止運動の拠点として「清流会館」を設立。公害の根絶を願い、闘いの歴史を後世に伝える活動をしている。

## ハンセン病問題ふるさとネットワーク富山

解説③

富山県内の東西本願寺の僧侶と医療従事者、市民有志で運営活動(シンポジウムの企画・療養所の訪問・行政との交渉等)をしている。2001年の熊本地裁での勝訴判決を心に刻むため、2002年から毎年シンポジウムを開催している。

## イタイイタイ病

### 事前講座に参加して

## 富山で「イタイイタイ病公開講座」を開催!

富山県の神通川流域に発生した。上流の三井金属鉱業の神岡鉱山より排出したカドミウムが土壤を汚染した。特に35歳以上の出産経験のある女性の発病が多く、わずかな刺激で病的骨折が起こった。1968年、国は公害病と認定。農作物や健康の被害に苦しめられてきた住民は、三井金属鉱業に対し補償を求める裁判を提起。1971年、公害裁判としては日本で初めて被害住民側の全面勝訴。三井金属鉱業に対して賠償や土壤汚染問題に関する誓約書や公害防止協定を締結。1973年7月には三井金属鉱業と医療補償協定を締結し、患者の救済が始まつた。1974年9月1日、「公害健康被害保障法」により、国からの救済も始まった。

2019年1月21日、富山教務所で教区解放運動推進協議会主催の公開講座を開催した。これは、交流集会に向けてハンセン病とイタイイタイ病に共通する問題を学ぶため、「イタイイタイ病について～患者・家族への偏見差別の視点から～」と題して、高木勲寛さん(神通川流域カドミウム被害者団体連絡協議会代表理事)、小松雅子さん(県立イタイイタイ病資料館語り部)のお二人から、裁判に至る過程やこれから課題などをお聞きした。

高木さんは「当時は公害に対する認識も薄い中、この病気は汚染された川の水を生活用水としていた貧しい地域の既婚の女性の発症率が高く、そのことが被害者への蔑視と重なり、裁判の提起を遅らせてしまったのではないか」と話された。また、小松さんの父親である故・小松義久さんは協議会を立ち上げ、裁判を闘つたが、匿名の脅迫電話に苦しめられた。勝訴後もそれは続き、一方で、手のひらを返したように補償を要望する電話にも悩まされたという。義久さんは同じ被害に遭っていた人々に「自分の問題として考えてほしい」と話されていた。それは一人ひとりが考え方を選択し行動することを願つておられたのだろう。

富山は地域の結びつきが強く、相互扶助の精神が今も大切にされている。しかし、その価値観から外れたり異議をとなえると、過剰な非難・中傷にさらされることもある。イタイイタイ病裁判をとおして起きた現実の話を聞いて、地方が根底に抱える問題を感じた。また、提訴が遅れた原因として、仏教が伝えてきた「業病」という観念が、被害者が声をあげることを妨げた責任も考えなくてはならない。

## 結審・そして判決へ～思いよ届け！～①

2016年2月、ハンセン病回復者の家族によって熊本地裁に国賠訴訟が起こされました。昨年12月21日に結審を迎え、今年5月31日には判決が出されます。裁判が進む中で明らかになってきた家族の被害や実態、弁護士としての思いを、今号と次号にわたって、田村有規奈弁護士にご執筆いただきます。



熊本地裁での門前集会。「思いよ届け！」

昨年12月21日、ハンセン病家族訴訟が、提訴から2年9か月を経てついに結審を迎えました。裁判所の正門前には、これまでになく多くの人が集まりました。門前に並ぶ原告団・弁護団には、緊張のなかにも、ついに結審を迎えるのだという晴れ晴れした笑顔がありました。

門前集会において豊山勲さん(ハンセン病違憲国賠訴訟全国原告団協議会事務局長)が、様々な事情で裁判所までは来ることができないけれど、結審のこの日に思いを寄せている多くの家族・支援者の存在があることをお話しされました。それを聞き、私は偶然立ち会った療養所内の葬儀の場での、ご遺族の姿が思い起こされました。泣き崩れそうになるのをやっとのことでき身體を支え、振り絞る様な声で喪主の挨拶をされていました。どれほど思いがあったでしょうか。法廷で語られることは決してなく、代弁することもできない「語られない思い」にも応えられるような判決を、と強く思いました。

結審期日では、弁護団の総力で作成した約1000頁に及ぶ最終準備書面を提出し、2名の弁護士と3名の原告が意見陳述を行いました。

関東在住の原告は、「他の原告の尋問を聞く

ハンセン病家族訴訟弁護団 田村有規奈

につれて、国の誤った政策のために多くの家族の人生が歪められ、自分もその一人であることを強く感じ、眠れないことが増えた」と述べました。いつも笑顔で話しかけてくれる彼女は、裁判から帰り一人になると、国や裁判所に本当に分かってもらえるのか不安で沈み込んでしまうと話してくれたことがあります。九州在住の原告は、「両親と引き離され、親戚からいじめられ、ひとりぼっちでひもじい思いをしていた子ども時代について語る度、みじめな思いがして、家に帰ると大泣きしてしまう」と述べました。同じく九州在住の原告は、「同級生から「こじき」(ハンセン病のことを差別する言葉)と呼ばれて唾を吐かれ、石を投げられ、村八分にされた小学生時代について、みじめな思いが蘇るのがつらく、「こじき」という言葉を裁判所で口に出すことに葛藤があった」と述べました。

この裁判に参加して被害を語り、他の原告の被害を聞くことが、原告にとってどれほど苦しいことなのか、あらためて思い知らされるようでした。

判決は、5月31日午後2時に言い渡される予定です。

「私たち1人1人の原告が生きてきてよかった、父の子でよかった、母の子でよかったと心底思うことができるよう、すばらしい判決を切に望みます」

(原告意見陳述より)

判決 5月31日 午後2時 熊本地裁

傍聴支援を!!





## 私の一枚



父と娘の再会が叶い笑顔が溢れる。2001年11月(真宗本廟にて)

# 菊池恵楓園の入所者との出会い

久留米教区・大屋徳夫

2001年11月、菊池恵楓園入所者とその娘さんの55年ぶりの対面が実現したときの一枚です。熊本判決を受けて、ハンセン懇では「判決は感動した。しかし何も変わらなかつた」とならないように、リーフレット「ネットワーク『願いから動きへ』」を作成し、大谷派の取り組みなどを紹介し、各ハンセン懇委員の名刺代わりに回復者の皆さんにお渡ししてきました。

このリーフレットは、失われたふるさとの回復、お墓参りの手伝い、家族の絆の回復等の願いを共に考えていただきたい、そしてそれを動きにしていきたいところ思いが形になつたものです。私たちの願いに手をあげてくださったのが、恵楓園に入所55年になる89歳の男性でした。男性の願いは2つ。1つは京都の大谷祖廟にある両親のお墓参りに行くこと。もう一つは、55年前に離れた、当時5歳だった娘さんに会いたいということでした。「会えなくても、今まで何をしてやることができるいない。せめて今回、隔離の代償の補償金を渡したい」との想いからでした。

しかし、名乗り出ぬことによって娘さんに迷惑がかかる、家族の関係が壊れるのではなくことを心配し続けておられました。ですがその心配は杞憂に終わり、お墓参り、娘さんとの対面が実現しました。55年の空白の歴史があつという間に埋まっていく、その場に立ち会えた喜びがよみがえつてきます。その男性は娘さん夫妻に看取られながら亡くなりました。しかし、このように奪われた家族の絆が回復していくたといふ話は、ほとんど聞けません。

2016年2月、568名の原告により、ハンセン病家族訴訟が熊本地裁に提訴されました。「らい予防法」による誤った政策を認めた2001年5月の熊本地裁判決から15年の時を経ての提訴です。

この裁判は家族の受けた筆舌に尽べし難い被害を明らかにすることと同時に、今も厳然として存在する、ハンセン病問題を取り巻く社会の差別や偏見を打ち碎くとするものであります。同時に、失われた家族の絆、奪われたふるさとの回復を願つての提訴でもあるのです。「私の父、私の母はハンセン病回復者です」と堂々と表明できる世であつて欲しいと願わざにはじられません。

家族訴訟は15年の歳月をかけても変わることのなかつた私たちに対する、あらためての問いかけだと思います。出会ってきた回復者の「生きている間に起きた差別や偏見は、私が生きているうちになくしたい。次の世代まで持ち越したくない」という言葉が大きくよみがえります。

2019年5月31日、家族訴訟の判決が出ます。家族が今も受け続ける被害を明らかにし、変わらない私たちと社会への警鐘となる判決を望みます。



世のいのりにこころいれて



(親鸞聖人の言葉『御消息集』 真宗聖典 568 頁)

世に満ちている「人間でありたい」「本当に生きたい」という人々のいのりを、ちゃんと聞きながら…

# 没後50年、小笠原登氏の志願を訪ねて

2019年は、小笠原登氏が亡くなられて50年にあたる年だ。これは、小笠原氏が描いた縦33センチ、横35メートルからなる水墨画の大作である。木曽川の上流にある国の名勝、「寝覚の床」(長野県)を出発し、船から見える風景を順に描いている。上流の荒々しい岩壁の風景に始まり、下流ののどかな山村風景までもが墨の濃淡だけで見事に表現されている。小笠原氏が学生時代、薬草を探りに行った際に描いたものとも、病気療養中に描かれたものとも言われるが、詳細は不明である。家族はこの絵の存在を知っていたものの、長らく所在が分からなくなつ

木曽川は長野県から岐阜県、愛知県、三重県を流れ、伊勢湾へと注ぐ大河だ。長良川、揖斐川と合わせて木曽三川と呼ばれ、濃尾平野に潤いをもたらす。場所や季節の移ろいによって表情を変え、流域に暮らす人々にとっては心の故郷と言える川だ。小笠原氏にとっても特別な川であったのだろう。

絵から感じるのは、ありのままのいのちを温かく見つめる小笠原氏の姿だ。それは、奄美大島で交流をもった画家、田中一村氏とも通じる。また、小笠原氏は隔離政策や断種・墮胎手術に異を唱え続け、患者とひとりの人として出会っていかれた。それは、この世にいのちの温もりを願う本願に生きられたからだと思う。小笠原氏は、木曽川の流れのように、時に大きな岩壁にぶつかりながらも泰然と歩んでいかれたのだ。

「ハンセン懇」広報部会 稲葉亮道



小笠原氏が描いた木曽川（圓周寺所蔵）



あとがき

1996年「らい予防法」廃止の翌年、東本願寺を会場に交流集会が初めて開催されました。それから23年が経ち、今年9月に富山県で、第11回目の交流集会が開催されます。

つて、怒りと悲しみが混じった、まさに喧々諤々の意見交換がありました。現在の在園者は平均年齢87歳余りとなり、私自身も歳を重ねてきました。

そんな時、「我々が目指すべき課題は状況変革ではなく、自己自身の存在変革にこそある」という言葉が浮びました。これは1960年代に非常に多かった法話の内容です。自分が変われば必然として状況も変わる。自己の意識変革こそが真宗における救いであり、状況も変えていく。であるから、怒りや悲しみは、実は有難いものなのだというものです。実はこの考え方方が社会を変える力を削いできたのではないでしょうか。「怒りのない宗教、現実に対する批判のない宗教は人々にアヘンと言われてもしかたないであろう」とは、玉光順正氏の言葉です。

5月31日、ハンセン病家族訴訟は判決を迎えます。その行方に注目しながら、いよいよハンセン病問題という終わらない課題に、これからも問われ続けていきたいと思いました。皆さん、9月には富山での交流集会でお会いしましょう！

真宗大谷派ハンセン病問題に関する懇談会 ネットワークニュース



真宗大谷派ハンセン病問題に関する懇談会  
ネットワークニュース『願いから動きへ』50号

発行日 ● 2019年4月24日

発行人 ● 草野龍子

発行・真宗大谷派解放運動推進本部

〒600-8164

京都市下京区上柳町199番地

真宗教化センター しんらん交

TEL : 075 · 371 · 9247

FAX : 075 · 371 · 9224

E-mail :